

名古屋市告示第97号

名古屋都市計画下水道事業の事業計画の認可に伴う関係図書の縦
覧に関する公告について

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第62条第 2 項の規定により、次のとおり関係図書を告示の日から事業施行期間の終了の日まで一般の縦覧に供します。

令和 7 年 3 月 4 日

名古屋市長 広 沢 一 郎

1 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

名古屋市上下水道局技術本部計画部下水道計画課

（名古屋市役所西庁舎 9 階）

2 縦覧に供する図書

名古屋都市計画下水道事業名古屋公共下水道（平田処理区）に係る図書

名古屋市上下水道局技術本部計画部下水道計画課